

平成30年度

「道産食品輸出塾（台湾、香港、マレーシア）」

参加者募集のご案内

台湾、香港、マレーシアへの輸出を目指すみなさまへ
輸出に向けた情報収集、戦略策定、商談成約、現地での商品売り込みまでを
トータルサポートします！

【公募要項】

◆受付期間

平成30年4月16日（月）～平成30年5月11日（金）17時（必着）

◆問い合わせ先

道産食品輸出塾運営事務局（日本貿易振興機構（ジェトロ） 北海道貿易情報センター、（一社）北海道食産業総合振興機構）

TEL：011-261-7434 E-mail：SAP@jetro.go.jp 担当：青沼

◆応募書類提出方法

応募書類を日本貿易振興機構（ジェトロ）のホームページからダウンロードし、
上記受付期間内に以下の提出フォームから提出してください。

ダウンロード：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/agri-school.html>

提出フォーム：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/sap/yushutsujuku>

※詳細は、P.4をご確認ください。

※応募書類の提出にあたっては、期限に余裕をもって提出されるようお願いします。

平成30年4月

1. 道産食品輸出塾について

台湾、香港、マレーシアへの道産農林水産物・食品の新たな輸出に取り組む道内事業者や当該国での販路拡大に取り組む道内事業者に対し、戦略策定から商談準備に至るまでを支援し、国内・海外での商談機会を提供し、輸出成約、商流の確立、拡大を目指します。

貿易実務講座から商談準備、成約に至るまで実務も体系的に習得できるため、貿易（輸出）担当者の育成に最適です。

2. 事業の概要

「道産食品輸出塾」として北海道の協力のもと、（一社）北海道食産業総合振興機構、（独）日本貿易振興機構 北海道貿易情報センターが以下のイベントを共同開催し、参加事業者の成約を目指します。

また、新輸出大国コンソーシアム (<https://www.jetro.go.jp/consortium/>) の「専門家等による支援」（下記※参照）を活用してサポートします。

なお、札幌市内に拠点を置く事業者の方には札幌市の「食品海外コーディネート支援事業（香港、台湾）」等を活用も可能です。

	イベント名	内容
①	事前セミナー・相談会	現地市場概況や日本食品ニーズに関する情報提供
②	商品 PR 資料作成勉強会	商談に向けた商品 PR 資料の作成（専門家指導、翻訳サポート）
③	現地市場調査	ジェトロ海外事務所のブリーフィング・現地市場（小売店舗、レストラン等）の視察、現地企業との意見交換等
④	国内商談会 (FOOD HOKKAIDO 2018)	台湾、香港、マレーシアから招聘したバイヤーと商談（通訳手配）
⑤	貿易実務講座	現地輸入規制、衛生証明書や原産地証明書等、輸出に必要な書類作成方法等の勉強会
⑥	海外商談会	現地での商談会
⑦	フォローアップイベント	例) 小売用商品：現地スーパーマーケットでの販売促進フェア等 業務用商品：現地レストランへの道産食材活用方法の紹介（セミナー等）
⑧	発表会	本事業を通じた輸出への取り組みの発表会。

※コンソーシアムによる支援メニュー（例）：海外展開戦略策定支援、パートナーによ

るハンズオン支援、英文貿易実務指導、国際取引法務アドバイス等
※イベントは今後追加される場合があります、また諸般の事情で中止させていただく場合
もあります。

(1) 道産食品輸出塾対象の事業者

「道産食品輸出塾」では、

- ・輸出に取り組みたいが、どうしたらいいかわからない。
- ・これまで輸出に取り組んできたものの継続取引に結び付かない。
- ・社内で輸出担当者を育成したい。
- ・輸出体制を確立、より強化したい。

という事業者を対象に商談準備から成約までを様々なイベント等を通して包括的に支
援します。

本塾では、輸出への取り組み状況に応じて、

- 「新たに輸出に取り組む事業者」(ニューチャレンジャー [NC])
- 「現地での販路拡大を目指す事業者」(通常参加)

に分類し、取り組み状況に応じた支援を実施します。

なお、「新たに輸出に取り組む事業者」には特に充実した支援を提供します。

(2) 「道産食品輸出塾」の参加事業者に対する支援について

「道産食品輸出塾」の参加事業者には各種イベントを通して、以下の支援を予定してい
ます。なお、参加者各自に負担いただく費用がありますのでご確認ください。

支援内容	NC	通常参加
各種イベントを実施する経費 (会場費、共用設備、レンタル料、講師派遣料等)	主催者負担	主催者負担
商品 PR 資料の専門家指導	主催者負担	主催者負担
商品 PR 資料の翻訳	主催者負担	主催者負担
現地市場調査、海外商談会、フォローアップイベント参加時の 航空券	主催者負担	参加者負担
国内商談会での通訳手配	主催者負担	主催者負担
海外商談会参加時の通訳手配	主催者負担	主催者負担

◆支援内容に関する注意事項

①商品 PR 資料の専門家指導および翻訳の支援対象は、「商品 PR 資料作成勉強会」で

作成する資料に限ります。

②本事業の一環として実施する現地市場調査および海外商談会参加のための航空券（ディスカウントエコノミー以下）を提供します（対象はNCのみ）。

※事業参加が主たる渡航の目的と認められない場合は支援対象となりません。

※申請方法、その他提出していただく必要書類（証憑類）については別途ご連絡します。

③通訳者は主催者側で必要な人数・言語を決定し手配します。

④上記、主催者負担と記載する項目を除く、以下例示する参加に係る諸経費等については参加者各自に負担いただきます。

例)

- 商談に使用する出品物の試食・試飲に係る費用、試食用消耗品（紙皿、紙コップ）
- 海外商談会参加期間中の盗難保険料、海外旅行保険及び賠償責任保険、宿泊費・現地交通費等

3. 応募の手続き

(1) 応募要件

下記をすべて満たすこと。以下の条件を満たしていない場合は、応募いただいても参加をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

- ①北海道に本社もしくは拠点を有すること。
- ②道内で加工・生産された農水産物・食品の輸出を計画していること。
- ③輸出への強い意欲を有すること。
- ④輸出相手国の検疫、衛生基準等の輸入規制に十分対応できること。
- ⑤本事業の担当者として2名配置すること。
- ⑥「新たに輸出に取り組む事業者」、「現地で販路拡大を目指す事業者」それぞれに設定した参加必須イベント（次頁（5）参加必須イベントを参照）に予め配置する2名の担当者のうち1名以上は参加すること。
- ⑦成果把握のために行うアンケート、フォローアップ等への協力に同意していること。
- ⑧新輸出大国コンソーシアムへの登録事業者であること（お申込み後の登録も可）。
※登録・サービスの利用は無料です。申し込み方法の詳細は「道産食品輸出塾」のお申し込み者に対し、別途ご説明します。
- ⑨反社会的勢力との関係を有していないこと。

「新たに輸出に取り組む事業者（NC）」として応募される方は上記に加えて、以下の要件を満たすこと。

対象国	「新たに輸出に取り組む事業者」の要件
共通	関連性が極めて密接である事業者による類似事業の複数の応募とな

	っていないこと。関連性が極めて密接である事業者とは、グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等のことをいう。
台湾、香港	以下のいずれかに該当すること。 ① 今まで他国を含めて輸出実績が全くないこと。 ② 最後の輸出から5年経過していること。
マレーシア	マレーシアへの輸出実績が全くないこと。 ※但し、他国への輸出実績がない事業者を優先します。

(2) 応募方法

本事業の公募要項を必ずご確認ください。ご了承ください、「応募書類」をジェトロホームページからダウンロードの上、以下の提出フォームからご提出ください。

ダウンロード：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/agri-school.html>

提出フォーム：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/sap/yushutsujuku>

(3) 受付期間

受付開始 平成30年4月16日（月）

締 切 平成30年5月11日（金）17時（必着）

(4) 採択予定者数

採択予定は対象国・地域（台湾、香港、マレーシア）各10社程度とし、以下の内訳を想定しています。

「新たに輸出に取り組む事業者（NC）」：各国・地域3社程度

「現地での販路拡大を目指す事業者（通常参加）」：各国・地域7社程度

※採択社数はあくまで予定であり、予算、申請状況に応じて変更することがあります。

(5) 参加必須イベント

参加必須イベントは、以下の通りレベル別に設定しています。

イベント名	NC	通常参加
事前セミナー・相談会	○	○
商品 PR 資料作成勉強会 ※	○ (専門家指導、翻訳)	○ (専門家指導、翻訳)
現地市場調査	○ (航空券提供、通訳手配)	—
国内商談会	○	○

貿易実務講座※	○	○
海外商談会	○ (航空券提供、通訳手配)	○ (通訳手配)
フォローアップイベント	○ (航空券提供、通訳手配)	○ (通訳手配)
発表会	○	—

※の勉強会および講座については、複数回実施を予定しており、ご都合に合わせて参加いただけます。

4. 採択事業者の選考方法

(1) 審査のポイント

- ①応募要件を満たしているか。
- ②応募者の輸出に取り組む姿勢（輸出にむけた戦略・目的等）
- ③輸出を通じた販路拡大への前向きな取り組みが期待できるか。
- ④過去の輸出への取り組み内容から、本塾での支援が適していると判断できるか。

※なお、本塾は中小企業への支援を優先します。

(2) 審査方法

審査は応募書類による書面審査を行い、参加事業者を決定します。なお、審査の過程で、追加で資料等の提示をお願いすることがあります。

(3) 審査結果

審査結果については、後日、日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道貿易情報センターから申請者宛にメールで通知します。審査結果は平成30年5月中旬ごろに通知します。なお、採否の理由等についてのお問い合わせには一切応じられません。予めご了承ください。

5. 事業スケジュール

以下のスケジュールでイベントを実施予定です。なお、スケジュールには変更が生じる場合があります。

日にち（予定）		台湾	香港	マレーシア
4月	16日	公募開始		
	11日	公募締切		



5月	中旬	参加事業者決定通知		
	29日	入塾式		
6月	15日		セミナー・相談会	
	26～29日	現地市場調査		
7月	3日	商品PR資料作成勉強会①		
	12日			セミナー・相談会
	25～27日		現地市場調査	
8月	8日	商品PR資料作成勉強会②		
	18～20日			現地市場調査
	28～29日	FOOD HOKKAIDO 2018		
9月	上旬	貿易実務講座①		
	下旬	貿易実務講座②		
10月	中旬		香港商談会	
11月	上旬	台湾商談会		
	第3～4週			
12月				
1月	第3週		香港 フォローアップイベント※	
	第4週			マレーシア商談会
	第5週	台湾 フォローアップイベント※		
2月	第5週	発表会		
3月	第1週			マレーシア フォローアップイベント ※ (次年度開催可能性あり)

※フォローアップイベントは、参加事業者の商品に基づいて内容を決定します。

6. 事業に対するアンケートの提出と結果の公表

応募要件に記載の通り、本事業の実績把握を目的として、各イベントでアンケートを実施します。アンケート結果は本事業の実績の周知のため、統計的に処理し、統計資料と

して公表させていただく場合があります。

7. 注意事項

- (1) 応募の際に提出いただいた申請に関する情報、その他、本事業を通して提供していただいた情報は、審査を含む本事業の実施に必要な範囲でのみ利用し、その他の目的で利用することはありません。
- (2) 参加事業者が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、参加決定の取り消し、または既に実施した活動支援費の返還命令が発生する場合があります。

- ① 応募書類又は本事業で、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- ② 法令に違反したとき。
- ③ 前各項目のほか、特に主催者が活動支援を不相当と認めたとき。

8. 本事業に関するお問い合わせ先

道産食品輸出塾運営事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ） 北海道貿易情報センター
（一社）北海道食産業総合振興機構

TEL：011-261-7434 E-mail：SAP@jetro.go.jp

応募受付担当：青沼

※E-mail でお問い合わせいただく場合は、
件名に必ず「道産食品輸出塾について」と記入してください。